

令和6年第7回教育委員会議事録

開催日時	令和6年7月23日(火)
	午前9時30分～午前11時20分
場所	八潮メセナ 会議室1・2
出席者	教育長 井上 正人 教育長職務代理者 加藤 正道 委員 木下 史江 委員 高橋 洋一 委員 橋本 珠美
事務局出席者	教育部長 千葉 靖志 教育部理事 猪原 誠一 教育部副部長 小林 勝巳 教育部参事兼文化財保護課長 高山 治 教育部副部長兼学務課長 山内 修 教育総務課長 松本 啓介 新設小学校準備室長 柳町 貴栄 新設小学校準備室主幹 古川 剛 社会教育課長 倉林 昌也 小中一貫教育指導課長 和田 進 教育総務課庶務係長 関根 郁也

○ 開会の言葉及びあいさつ 井上教育長

会議事項

1. 会議録の承認について

(1) 令和6年第6回教育委員会定例会分

【出席教育委員全員が承認】

2. 教育長諸報告について [別紙のとおり]

3. 議 題

議案第40号 [説明者 倉林社会教育課長]

八潮市青少年健全育成審議会委員の委嘱について

八潮市青少年健全育成審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、八潮市青少年健全育成審議会規則(平成21年教委規則第1号)第2条第2項の規定により、議決を求める。

令和6年7月23日提出

八潮市教育委員会教育長 井 上 正 人

提 案 理 由 任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したいので、この案を提出するものである。

【資料説明】

[質 疑]

○橋本委員

任期の中で、具体的に会議はどのくらいの頻度で、どういった内容で行われるのでしょうか。

●倉林社会教育課長

年に2回の会議を予定しています。青少年関係の事業の実績や予定等についてご意見をいただきながら進めていきたいと考えています。

○加藤教育長職務代理者

以前のこの審議会に入ったことがあり、その前から入っている方がいますが、任期は何年でもよいのでしょうか。

●倉林社会教育課長

規則として任期の制限はないですが、市の大きな枠組みの中で、1つの審議会等で概ね10年以内というような考え方はあるので、そこは考慮しながら対応していきたいと考えています。

[教育長が採決を行い、出席委員全員の賛成により承認される。]

議案第41号 [説明者 和田小中一貫教育指導課長]

令和7年度使用中学校教科用図書採択について

令和7年度に中学校で使用する教科用図書における八潮市の採択案を決定し、第25採択地区教科用図書採択協議会会長に報告することについて、議決を求める。

令和6年7月23日提出

八潮市教育委員会教育長 井上 正人

提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定により、令和7年度使用中学校教科用図書を採択したいため、この案を提出するものである。

【資料説明】

[質 疑]

なし

[教育長が採決を行い、出席委員全員の賛成により承認される。]

4. 各部課長報告・連絡事項

●千葉教育部長

(1) 令和6年第3回八潮市議会定例会会期及び日程表(案)について

会期は令和6年9月2日から9月20日までの19日間です。2日が開会、3日が一般質問通告の締め切り、5日が総括質疑通告の締め切り、10日が総括質疑の本会議、11日が総務文教常任委員会、17日18日19日が一般質問の本会議、20日が閉会となります。

(2) 令和6年6月分「市民の声ボックス」の受付及び処理状況について

教育委員会は3件で、小中一貫教育指導課、社会教育課、学務から1件ずつです。それぞれ担当課長から説明します。

●和田小中一貫教育指導課長

市内の特定の小学校のうさぎの飼育について、皮膚が荒れているので病気ではないか、長い休みの時の餌あげ等の状況はどうなっているのか、世話が行き届かないのであれば飼育をやめてはどうか、といった意見をいただきました。これを受け、教育委員会で学校を訪問し、先生方と相談しました。飼育の実情としては、委員会の子供たちが世話をしている、それを先生方が見届けており、長期休み際には、先生方が様子を見に行ったり、場合によっては自宅に持ち帰るといった対応をしていました。今後の対応としては、学校が獣医師と相談し、また校内でも話し合いをした結果、飼育をとりやめるとの決断をした旨を回答しました。

●倉林社会教育課長

投書は「公民館分館は地域コミュニティにどのような役割をはたしているか。」というもので、4月に同じ方から同じテーマで投書があり、その回答を踏まえて、再質問があったものです。

質問は5点あり、それぞれ概要を申し上げます。

1点目は、公民館分館制度における公民館のソフト事業機能というのは何を指しているのか。

2点目は、前回の回答で、移動公民館事業を実施する際は、その活動全般が分館長の権限としているが、当該事業を行う時だけが公民館分館の扱いになるのか。

3点目は、新型コロナが5類に移行してからは、市内の公共施設での行動制限がなくなり、通常業務に戻っているが、自治会の集会所によっては、参加者名簿や体温の測定の名簿、集会所の備品借用申請書、集会所の施設利用届出書などの提出が求められているところもある。これは市の要請で作成されたものか。

4点目は、多忙な自治会長に代わり、他の人が分館長の役割を果たすことができるか。

5点目は、分館長は「分館長を任命する」という任命書からは市の職員に準じているのではないかと感じている。特に町会・自治会長が分館長を兼務している場合、町会・自治会長に配布している名刺は市職員と同じデザインであるため、公務員（市職員）であるという錯覚を持つ心配はないのか。

それぞれ回答の概要を申し上げます。

1点目については、各分館の皆様を実施していただく「移動公民館事業」のことを指しているということ。

2点目については、分館長は八潮市立公民館分館長設置要綱に基づき任命され、地域の特性を生かした分館の自主的な運営を担うこととされており、その具体的な職務や権限においては、八潮市立公民館が実施する「移動公民館事業」の業務にあたることとしていること。そのための活動全般が分館長の職務や権限となっていること。一方で、移動公民館を実施していないときの分館施設の位置づけについては、いわゆる条例に基づく公の施設としての位置づけがないことから、あくまでも当該地域住民が管理・運営する施設として、各町会・自治会によってその取扱いは異なるものであること。

3点目については、市からの要請ではないこと。

4点目については、分館長は、八潮市立公民館分館長設置要綱に基づき、町会・自治会の推薦を得て教育長が任命しており、町会・自治会から推薦をいただくことがその要件となっていること。

5点目については、分館長は、八潮市立公民館分館長設置要綱に基づき、町会・自治会の推薦を得て教育長が任命書を交付していますが、あくまでも各町会・自

治会における移動公民館事業の実施に対する任命であり、いわゆる市職員に準ずる身分の扱いとして任命をしていないことをご理解いただきたいこと。また、町会・自治会長に対し配布している名刺については、市のPRを図る一環として、町会・自治会長に配布しているものであって、分館長としての名刺は、配布していないこと。

以上のとおり回答し、ご理解を求めたところです。

●山内教育部副部長兼学務課長

「八潮市での給食費無償化はいつ実現するのか。小中学校の給食費無償化を迅速に進め実現できるよう尽力してほしい。」との内容の投書がありました。

回答内容を申し上げます。

学校給食費の無償化につきましては、埼玉県内では県北部の町等をはじめ、他都道府県の一部の自治体におきましても実施していることを認識しています。他自治体において給食費の無償化が可能となった背景には、新型コロナウイルス対策により時限的に制度化された、地方創生臨時交付金により財源を確保した例も多く、今後も給食費の無償化が継続できるかは不透明な自治体も多くあると伺っています。

本市では給食費の無償化は実施していませんが、令和5年7月分から地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担とされている食材費の高騰分、1割程度の高騰について、給食費を値上げすることなく、市の負担により給食の品質維持を図りました。令和6年度についても市の負担で同様の補助を行っているところです。

給食費の完全無償化の実施については、他の支援施策との関係も踏まえながら、慎重に考えていくべきものと捉えており、現在、本市において、給食費を無償化する予定はありませんが、国では、全国的に小中学校の給食費無償化に向けた調査・研究が行われていますので、今後の動向を注視していきます。

以上のとおり回答しました。

●猪原教育部理事

(1) 市内小中学校の様子について

先週、各学校では1学期を終了して夏季休業日に入ったところです。

1学期を振り返りまして、大きなところで言えば、暑さ対策を5月から実施してきました。熱中症対策だけではなく、気温が高いときに外活動をどのように実施するか等、各学校で考えながら対応してきました。熱中症が多く出てくる時期になり、WBGTの数値、熱中症アラート等を注視しながら、活動の自粛等を実施してきました。また、登下校についても、中学校では、ハーフパンツの他、昨年度に引き続いて帽子やネッククーラーの着用等、あらゆる対策を実施してきました。また、教室内もエアコンを適切に活用しており、移動教室の時は、エアコンは切らずに気温が上がらない状態にしています。そのような対応をしながらも、やはり非常に暑く、各学校で苦慮しているという状況でした。今後も夏の間は涼しくなることはないと考えられますので、しっかりと対策していきたいと考えています。

給食については、1学期の間、各学校で衛生管理をしっかりやっていただき、暑い中、ランチスタッフさんも学校の職員と一緒に子供たちの安全安心に寄与していただいたところです。2学期もしっかりと確認しながら、引き続き、できることを進めていけるようにしていきたいと考えています。

また、夏季休業日中ということで、先生方においては、働き方改革に取り組んでいます。勤務の開始を朝の涼しい時間に早めて、退勤を早くする等、柔軟な勤務体系を校長先生が承認して、それぞれが働きやすい状態を作ったり、割り振り変更というシステムを活用してリフレッシュしたりしています。管理職からも声かけして、休暇の取得等を促進しているところです。

また、ある学校では、子供たちに夏季休業中の安全に関する話をする中で、地域のお祭り等に積極的に参加するように声かけしたと聞いています。

各学校が、この夏季休業中に子供の命を失うことがないように、情報収集しながら、引き続き頑張ってもらいたいと考えています。

●松本教育総務課長

(1) 八潮市教育相談所再整備基本計画（案）について

資料をご覧ください。

教育相談所の再整備については、4月23日の教育委員会において、整備方針、再整備場所検討地、スケジュール等について説明しましたが、その後、関係団体の意見聴取のため、5月15日にPTA連合会、5月17日に中馬場町会、翌18日に上馬場町会、5月20日に校長研究協議会、5月23日に教育相談所職員へのヒアリング、5月28日教頭研究協議会、6月7日に改めて教育相談所職員にヒアリングを実施し、また、教育相談所の先生方のご協力を得て、教育相談所に通所している児童生徒の保護者へのアンケートも実施し、これらの結果を踏まえ、再整備基本計画を取りまとめましたので報告します。

ただし、今後、改めて各会派への説明や施設建設委員会への報告等を経て、正式な決定となりますので、今回はあくまで現時点での案の提示です。

内容について簡単に説明します。

1頁目の「1 計画の目的」から、4頁（3）再整備場所までは、教育相談所の現状の分析のほか、整備の基本となる方向性、再整備場所等について記載しており、同じく4頁の「5 施設規模等」では、（2）施設規模の①建物規模の項で、オンライン学習にも活用できる多目的学習室の整備、プレイルーム（小）の整備、②敷地規模の項で、敷地西側への駐車場（約6台分）の整備、簡易的な運動のできるダスト舗装（土系舗装）の整備、また、駐車場の不足時にはダスト舗装部分にも駐車できるようにし、柔軟に敷地を活用できる環境の整備等について記載しています。

5頁目でも、各室の数及び面積、多目的学習室、プレイルーム（小）の整備のほか、検査室、面談室及び相談室について各2室とすることを記載したほか、その他の個別の対応策として、「施設整備についての検討事項」を記載しています。特に検査室、面談室及び相談室については、教育相談所職員の方からも御要望のあった事項です。また、駐車場の不足時には、先ほどご説明したダスト舗装部分

にも駐車できるようにして、柔軟な敷地の活用による環境の整備等を記載しているところです。

6 頁目では、整備手法、概算工事費等について記載しており、まず、整備手法については、設計と施工とを分離して発注することとし、また、概算工事費については、あくまで現時点での総体的な費用の目安を示しています。ただし、これについては、あくまで現時点での概算ですので、全体の費用感の参考としてください。

7 頁目には、整備イメージとして、敷地全体の活用イメージを掲載しています。東側半分を教育相談所の建屋として整備するとともに、西側半分をそれぞれ駐車場、屋外運動スペースとして活用することで、敷地全体を使って教育相談所の機能を増強整備することとしています。

なお、イメージ図の下部には、ご説明しましたとおり、駐車場と屋外運動スペースとの境に埋め込み式チェーンポール等を配置し、駐車場不足時には屋外運動スペースも駐車場として活用できるようにすること、西側敷地は将来の建て替えの用地にもなることを記載しています。それに続く「その他」の項目では、「はちじょう学童保育所」の八條小学校空き教室への移転、教育相談所及び学童保育所移転後の施設解体の方針、8 頁目の令和9年10月を開所目標とした整備スケジュール等を記載しています。

内容は以上となりますが、先ほど説明したとおり、今回の資料はあくまで現時点での案であり、今後の手続等を踏まえ、正式に基本計画として決定し次第、改めて説明します。繰り返しになりますが、それまでは本資料については、参考に留めていただきたくお願いします。

(2) 1人1台端末（GIGA端末）の更新について

令和元年度に開始されたGIGAスクール構想により、1人1台端末（GIGA端末）の導入が推進されてからすでに5年以上が経過し、全国的にGIGA端末の更新時期を迎えるようになったことから、文部科学省ではGIGA端末の

更新に係る国庫補助に関する予算を措置し、今後、G I G A端末について計画的な更新を行っていくこととされました。

この文部科学省の補助の方針について、今回の補助では、補助基準額5万5千円に対し補助率は3分の2とされており、実際には1台あたり5万5千円に3分の2を乗じた額が補助上限額ということになります。この残りの金額については基本的に地方財政措置ということですが、現時点の状況を踏まえ、八潮市では、市費負担ということになる可能性が高いかと思われます。

なお、補助の方針において、端末の調達にあたっては、都道府県単位での共同調達が原則とされたことを踏まえ、埼玉県においても「埼玉県共同調達会議」が設置されており、これまでの共同調達会議において、県としての推奨機種は現在本市においても採用しているクロームブックとすること、しかしながらこの推奨機種に強制力はなく、Windows・iOS (iPad) を含めた3部会を設置して、部会ごとに共通仕様書の作成にあたること、この共通仕様書の内容に基づいて、部会ごとに調達方式を決定することなどがすでに協議されております。

資料の裏面をご覧ください。本市での調達台数については、現在のG I G A端末の台数は総数7, 350台で、今回の端末の更新に際しても、ほぼ同規模の調達になると考えています。

また、現在のリース端末については、令和7年12月で5年間のリース期間が満了となることから、このリース満了日を踏まえて端末の更新ができるよう、共同調達会議での協議を含めて準備していきたいと考えています。

●柳町新設小学校準備室長

(1) 新設小学校建設工事の仮契約の締結について

資料をご覧ください

新設小学校の建設工事については、これまで報告してきましたとおり、一般競争入札による業者選定が難航し、契約ができない状況でした。そのため、一般競争入札から随意契約方式に変更し、契約できる業者の聞き取り調査を行ってき

ました。その結果、7月11日に建築工事・外構工事、電気設備工事及び機械設備工事の3つの工事において、仮契約を締結することができました。

仮契約の内容を説明します。

建築工事・外構工事は、契約金額が4億5,760万円、契約相手方が松井建設株式会社関東営業所で、主な実績は、大田区の志茂田小学校や、近年では、流山市のおおぐろの森小学校です。

電気設備工事は、契約金額が5億6,650万円、契約相手方が株式会社丸電で、主な実績は、中野区の中野東中学校や練馬区の上石神井北小学校です。

機械設備工事は、契約金額が5億8,154万8,000円、契約相手方が株式会社柿本商会東京支店で、主な実績は、東京都立の神代高等学校や竹台高等学校です。

裏面をご覧ください。今後のスケジュールです。本日の定例会後、7月31日から8月7日にかけて、市議会の正副議長及び会派へ契約内容を報告します。8月7日に小中学校施設建設委員会に同様の内容を報告し、9月の議会において契約議案として上程します。上程の理由としては、契約金額が高額となるため、議案の議決が必要な案件となるためです。また、工期を確保するため、先議を予定しています。本契約締結後は、校長連絡協議会への報告をはじめ、学校教育審議会、学校運営協議会、保護者等に文書通知を予定している他、ホームページにも掲載します。

●倉林社会教育課長

(1) 令和6年度「青少年育成八潮市民講演会」「家庭教育学級合同講演会」について

チラシをご覧ください。毎年、青少年育成八潮市民会議、PTA連合会、教育委員会の共同で合同講演会を実施しています。今年度は、9月26日木曜日午前10時から、会場は八潮メセナホールで、講師には、「子どものやる気の引き出し方」や「小学生の勉強法」などの著書で有名な石田勝紀氏を招き、「子どもの

やる気の引き出し方「声かけ×仕組化で変わる」をテーマに実施しますのでお知らせします。

●高山教育部参事兼文化財保護課長

(1) 第51回企画展「あの世―葬送儀礼と死生観―」の開催について
チラシをご覧ください。

8月10日から9月29日を会期に開催する資料館の企画展では、死者をあの世へ送り出す儀式「葬儀」の移り変わり、六道絵や地獄絵から見る死後の世界のイメージ、あの世と仏事との関連性などを紹介し、日本人の抱く死生観について、その具体相に迫ります。

今回の展示では、かつて地域で葬儀を執り行っていた時代の葬具や葬儀の様子を記録した写真、死後の世界を可視化した絵画、故人の冥福を祈る追善供養に関する仏具や道具、写真などを展示する予定です。

展示を通じて、われわれ日本人の精神や思想形成に多大なる影響を与えてきた死生観をあらためて見つめ直す機会ともしていただけないのではないかと考えています。

お盆やお彼岸など死後の世界を身近にとらえる行事が多い時期ですので、委員の皆様においては、この機会に是非観覧いただきたくご案内します。

●山内教育部副部長兼学務課長

(1) 学校給食について

資料をご覧ください。7月18日に開催した学校給食審議会の結果の概要です。

1頁をご覧ください。場所は八潮市役所。委員15名中14名が出席しました。傍聴者は4名でした。

審議会の会長には、知識経験者の齋藤京子氏が選出され、副会長には学識経験者の松元浩一氏が選出されました。それぞれ委員からの推薦により選出されたところです。

諮問については、定例会でも承認いただいた内容で、井上教育長から齋藤会長に諮問書が渡されました。

続いて議事です。

1点目は、「八潮市学校給食の現状と課題及び給食ビジョン策定までの経緯」で、資料1に沿って説明しました。こちらでは、昭和54年4月に市内小学校で完全給食を実施してからの給食のこれまでの流れについて触れ、令和2年6月の食中毒事故を説明し、その後の色々な動きを説明しました。

裏面では、このビジョンの中間報告や決議の提出、また、令和6年2月の学校給食ビジョン本編の作成ということで、今手がけている基本方針の位置づけについて触れています。また、令和6年5月14日の八潮市公設給食センター基本方針策定検討専門部会の設置について触れています。この議事では、特に複数の給食センターについての考え方等を確認したい旨の質疑がありました。

2点目は、「公設給食センター基本方針の策定に向けた検討の方向性及びスケジュールについて」で、資料2に沿って説明しました。この資料では、各回の会議でどういったことを検討するのかを示しており、スケジュールも併せて説明しました。詳細は時間がある時にご覧ください。質疑では専門部会に関する事項で細かい質問がありました。

3点目は、「リスク分散を踏まえた複数の考え方及び意見について」で、資料3に沿って説明しました。

添付の図をご覧ください。給食センターの設置方法として①から④まで示しています。①単独設置は、土地1カ所で建物1つ、②複数設置は、土地1カ所で建物1つですが、建物内の調理場を2カ所に分割、③複数設置は、土地1カ所で建物2つ、④複数設置は、土地2カ所でそれぞれに建物を建てるという考え方で

す。

資料3の表をご覧ください。給食センター設置方法①から④に対応するリスク分類1. 衛生管理関係、2. 給食提供および配送関係、3. 持続可能関係、4. 環境・災害関係、5. 用地関係の考え方を細かく説明しました。質疑でも多くの

意見が寄せられ、二度と食中毒事故を起こさないことを最重要課題として全体で認識した中で、リスク分散、リスク回避の仕方について議論がありました。また、災害への対策についても多くの意見が出されました。

本日は時間に限りがありますので、申し訳ありませんが、委員の皆様においては、時間がある時に資料に目を通していただければと存じます。また、第2回の学校給食審議会については、10月11日の開催を予定しています。こちらも開催後、委員の皆様の結果を報告します。

続いて資料はありませんが、学校給食費の収納についてです。現在、小学校のみ行っており、収納率は、7月8日現在で「99.18%」でした。2学期以降は、中学校でも収納が始まりますので、併せて毎月報告したいと考えています。

●和田小中一貫教育指導課長

(1) 令和6年6月・7月 事件・事故報告について

件数は合計で6件です。内訳は、不審者情報が3件、迷惑行為が1件、校内での負傷と交通事故による救急搬送がそれぞれ1件ずつでした。

救急搬送の2件については、一方が軽い脳震盪、もう一方が体に痛みはあるけれども無事ということで、その後学校生活に復帰したとの報告を受けています。

不審者情報については、このところ暖かくなり、件数も増加してきています。その中で、結果的に虚偽であったという案件が数件続いており、各学校には丁寧な聞き取り等の対応をお願いするとともに、嘘をついてしまうという子供の心情等に十分配慮しながらの対応をお願いしたところです。

(2) いじめ重大事態について

これまで数回にわたり、発生から途中経過を報告していますが、この度、調査が終了しましたので、報告します。

今回のいじめについては、昨年10月から11月にかけて、市内小学校において、4年生の児童が同じ4年生の児童から暴力を受け、死ねと言われた、との訴えが被害児童保護者からあり、認知されたものです。

学校では解決のための対応を行いましたが、解決に至らず、それを理由に同年12月に保護者が転学申請を行うこととなったことから、国のガイドラインが示す重大事態の要件に当てはまることとなったため、学校及び教育委員会は本件を「いじめ重大事態」と判断し、市条例が定めるいじめ対策委員会の調査を行ったところです。

調査にあたっては、国のガイドラインで事前説明というものが定められており、事前に被害児童保護者、加害児童保護者に説明を行い、承認を受けてから開始しました。調査は令和6年1月から6月にかけて13回にわたり行われました。

いじめの有無の調査については、被害児童保護者の要望により、子供たちの聞き取りは行われておらず、学校の報告書や教職員の聞き取り等、限られた情報の中での判断となりました。10月にあった暴力については、いじめがあったと推測でき、11月にあった、死ねと言われたことについては、いじめの有無は判断できないと結論付けられました。

また、調査の中で、本件に対する学校及び教育委員会の対応についての検証も行われましたが、いずれも概ね適切な対応がなされていたと評価されつつも、細かな対応について課題点があったことが指摘されています。

さらに、学校と教育委員会に対して、調査結果を踏まえた再発防止のための提言がまとめられています。

学校については、先日、校長及び教頭との面談を行い、報告書の内容を説明した上で、提言を受けての学校の対応を確認したところです。

教育委員会については、いじめ対策等に関する啓発や研修の実施、各学校の取組みの確認見届け、関係機関等との連携の強化、人員の確保、各学校に対する踏み込んだ支援の実施、さわやか相談員の増員、教育予算の増額といった提言をいただいています。

小中一貫教育指導課としては、これらの提言を真摯に受け止め、提言内容の実現に尽力するとともに、各学校においていじめ対策、いじめ対応の一層の充実を図られるよう努めていきます。

[教育長諸報告及び部課長報告・連絡事項の一括質疑]

○橋本委員

気温が高い時に体育の授業を中止すると判断した場合は、別の日に振り替えるのでしょうか。そのような時の対応について教えてください。

●猪原教育部理事

基本的には振替えになりますが、シーズンでしかできない水泳の授業の場合は、水泳の技能を伝える座学等を行うことで対応しています。時期をずらせばできるような種目については、秋に振り替える等の対応をしています。

○橋本委員

授業中の水分補給のタイミングは子供たちの判断に任せているのでしょうか。

●猪原教育部理事

基本的には個人の判断です。子供たちが飲みたい時にいつでも飲める状況にはできています。先生が授業で話をしながら水分補給を促すのは難しい面がありますが、暑すぎる時には意図的に促すようにしています。

○高橋委員

外で遊ぶ時や体育の授業で、鉄棒等の学校の遊具を利用する機会があると思いますが、相当熱くなっていると思います。そのような状況の時の遊具の使い方について、学校から何か指導はしているのでしょうか。

●猪原教育部理事

遊具等が熱くなってしまっている時には授業等で使ったりしないようにしていますが、遊具を触らないように周知するというところまではしていません。

○高橋委員

子供たちの火傷の可能性もありますので、気をつけてほしいと思います。

○木下委員

夏休み中はタブレット端末は持ち帰って宿題等で使用しているのでしょうか。状況を教えてください。

●松本教育総務課長

基本的には各学校の判断にお任せしています。しかしながら、やはり個々の先生の考え方によっても差異がありますので、夏休みの端末の持ち帰りに関して、持ち帰りの方針等のデータを取りまとめたいと考えています。集計データについては改めてご報告します。

○加藤教育長職務代理者

学校ではエアコンの点検は頻繁に行っているのでしょうか。

●松本教育総務課長

教室のエアコンについては、シーズンの前に清掃を行って綺麗にした上で運用しています。

また、今シーズンは効きが悪いという意見が多くあったため、出力の調整を急遽行いました。今のところはしっかり使用できているとのことでした。

夏休みが終わってからも暑さは続きますので、注意していきたいと考えています。

○木下委員

先日、不登校児童生徒に関する研修に参加し、「学びの多様化学校」というものがあることを知りました。家から出られても学校に行くことができない児童生徒等に向けた学校で、年間の授業時間を標準より少なくしたり、登校する時間をずらしたりしていて、全国で35校設置されているそうです。

不登校児がすごく増えている状況で、八潮市でもこのような学校が必要になる時が来るかもしれないと感じました。

●和田小中一貫教育指導課長

以前、「不登校特例校」という名称だった制度で、国が設置を推奨しています。埼玉県内ではなかなか手を上げるところが少ないのが現状ですが、検討を始め

ている自治体があるという話は聞いています。八潮市においても状況を注視していきたいと考えています。

○橋本委員

八潮市教育相談所再整備基本計画はまだ案ということで、これから審議を重ねていく中で、施設の中で不登校の児童生徒が他の児童生徒と鉢合せになり、いじめの当事者同士が鉢合わせになったりしないような配慮を加えていただきたいと思います。

●猪原教育部理事

現在も教育相談所では、利用者には事前に電話を入れてもらって、利用する日に誰が来るかを確認しています。また、いじめの当事者が同じ日に来る場合は時間を確実にずらしています。再整備後においても、利用者の事情は確実に把握し、鉢合せ等が起こらないように配慮していきます。

[教育長が定例会閉会の宣言をする]

会議終了。